

計画項目番号	28	計画担当部課	市民福祉部 福祉課			
基本の方策	Ⅲ 市民と行政の自立（自律）	計画作成部課	市民福祉部 福祉課			
重点項目	i 公民協働の推進	計画関係部課	市民福祉部 福祉課			
計画項目名	市が出資する社会福祉法人への関与の見直し					
現状と課題 （取組の必要性） 取組項目の概要 （具体的手法）	<p>社会福祉協議会は、合併以前は、法人運営事業・福祉推進事業・ボランティア活動事業・共同募金活動事業・デイサービス事業・ホームヘルプ事業等の地域福祉事業を行ってきた。合併によって、デイサービス事業・ホームヘルプ事業等のハード事業を吉城福祉会が行うようになり、社会福祉協議会は、行政及び市民からの補助金と受託金により各種福祉推進事業・ボランティア事業及び共同募金配分事業・総合相談事業等のソフト事業を行ってきた。そのため、市からの運営補助金の額が、他の市補助金の中でも群を抜いて多額となっており、事業の見直し等を行い、補助金の減額を図ることが課題である。（社会福祉協議会の事業費は、事業費収入と市からの補助金（全体の約50%）で賄っており、その補助金は主に各種事業に係る職員給与となっている。）</p> <p>このため、補助金から委託金（事業の対価として）へ移行することや、社会福祉協議会が独自事業の導入・推進を図ること、市の福祉事業の社会福祉協議会への移行を行うこと等によって補助金減額を図る。</p>					
取組による効果 （具体的目標）	補助金額の削減及び市の事業が移行することによって市職員の減員も可能となる。また、社会福祉協議会がハートピア内へ移転することとなれば、福祉サービスの集約につながり、福祉サービスのワンストップ化を図ることができる。					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	平成24年、25年に市の現事業、社協の現事業の洗い出しを行った見直し計画、社協の移動計画の実現に向け具体的な取組みについて検討する。	・福祉課横の会議室を改造し社協の事務所移転	・社協が市直営の地域包括支援センターを引継ぐために、研修を2年行うための1年目 ・市直営の生活困窮者支援事業を社協に委託 ・福祉課横の会議室を改造し社協の事務所移転	・社協が市直営の地域包括支援センターを引継ぐために、研修を2年行うための2年目	・吉城福祉会移転により、社協事務所の完全移転
	目標	・社協移転について協議	・福祉のワンストップ化	・生活困窮者支援事業を社協に委託することによる市よりの補助金の減額	前年度に同じ	・包括を社協に完全移管により人件費の削減 ・生活困窮者支援事業を社協に委託することによる市よりの補助金の減額
	目標の説明 （数値目標の場合は根拠）	・数値の削減なし	・数値の削減なし	・概算1,500千円減額 ※主任相談員の給料の1/2が補助対象（国3/4、市1/4）	前年度に同じ	・人件費削減額36,000千円職員7人減員 他臨時職員減員 ・概算1,500千円減額 ※主任相談員の給料の1/2が補助対象（国3/4、市1/4）
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 （数値結果の場合は根拠）					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見 直 し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備 考 （特記事項）						

計画項目番号	29	計画担当部課	市民福祉部 福祉課			
基本の方策	IV 適正な財政運営	計画作成部課	市民福祉部 福祉課			
重点項目	i 計画的な予算執行	計画関係部課	市民福祉部 福祉課			
計画項目名	障がい者関係手当の一本化					
現状と課題 (取組の必要性) 取組項目の概要 (具体的手法)	<p>現在、市では重度心身障害児福祉手当・精神障害者福祉手当を対象者に給付しているが、対象者を限定（重度心身障害児福祉手当については、児童のみ、身障手帳3級以上、療育手帳B1以上）しており、軽度障がい者には障がいにより就労できないにも関わらず、級が低いため障害年金を受給できない障がい者が見受けられる。また、近隣市町村においては、全ての障がいに対応する手当となっているケースが多く、他市からの転入者から不満も多く聞かれ、障がい者の関係手当の見直しが必要である。このため、幅広く制度を利用してもらうことができるよう所得条件及び手当額を設定する。</p> <p>また、現状として、他市と比べ高額となっている対象者もいるため段階的な減額も考慮する。級の違いによって、対象者の日常生活の困難度合いの違いは判断できないため、障害の違いによる手当額の差が少ない制度とする。（手当額については近隣市を参考とする。）</p> <p>なお、段階的な減額措置により一時的に支出額は増加する可能性はあるが、最終的には手当総額として現在の支出額を下回る見込みである。</p>					
取組による効果 (具体的目標)	年金受給者及び一定以上納税者以外の手帳所持者すべての対象者に対し手当を支給することで、公平化を図ることができる。					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	精神障がい者手当での支給について検討。 月額1級5,000円 月額2・3級3,000円 ↓ 一律月額5,000円支給など所得制限導入について検討	精神障がい者手当での支給について検討。 月額1級5,000円 月額2・3級3,000円 ↓ 一律月額5,000円支給など所得制限導入について検討	他の障がい者手当について検討。	前年度と同じ	前年度と同じ
	目標	精神障がい者手当での支給について減額について検討。	精神障がい者手当での支給について減額実施。 効果額（削減額）100千円	前年度と同じ 他の障がい者手当について減額できるか検討。	前年度と同じ	前年度と同じ
	目標の説明 (数値目標の場合は根拠)		月額35万円→25万円 ※所得制限導入等	前年度と同じ	前年度と同じ	前年度と同じ
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 (数値結果の場合は根拠)					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見 直 し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備 考 (特記事項)						

計画項目番号	30	計画担当部課	市民福祉部 福祉課			
基本的方策	Ⅲ 市民と行政の自立（自律）	計画作成部課	市民福祉部 福祉課			
重点項目	i 公民協働の推進	計画関係部課	市民福祉部 福祉課			
計画項目名	地域福祉の推進					
現状と課題 （取組の必要性） 取組項目の概要 （具体的手法）	<p>福祉に対する市民ニーズは、年々増加・多様化傾向にある中、これらのニーズを行政だけで対応していくことには限界があり、誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現のため、市民一人ひとりが地域内で助け合える関係を築く必要がある。</p> <p>飛騨市の中では、現在、ボランティア団体が20団体（全375人）組織され、様々な活動を行っている。一人暮らし高齢者等の対策としては、民生委員、福祉委員（古川町）、福祉協力委員（神岡町）が中心となり在宅の要介護者の見守り・相談活動を行い、必要に応じて行政や各種福祉サービスへと繋ぐ役割を担っている。</p> <p>今後ますます高齢化が進む中では、地域住民が主体となり、地域における助け合い活動が確立されることが必要であり、その活動の中心的役割を担う福祉人材やボランティア団体の育成・確保が重要な課題である。</p> <p>このため、福祉人材（ボランティア）の育成・確保、地域支え合い活動の推進を社会福祉協議会、各地区区長会、民生委員・児童委員、各種団体と市が交流・連携し、「福祉力」を向上させるための取組を行う。</p>					
取組による効果 （具体的目標）	ボランティア団体の育成・確保のための養成講座の開催、ボランティアの情報発信事業、地域福祉ネットワーク推進活動（見守りネットワーク）の実施により、地域としての福祉の増進を図る。					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア育成講座実施 ・ボランティアフェスティバル開催 ・見守りネットワーク研修会（平成26年度までに、神岡町、古川町の各町内、区への説明会、研修会を開催） ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア育成講座実施 ・ボランティアフェスティバル開催 ・見守りネットワーク研修会（神岡、古川のほか宮川、河合地区に拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア育成講座実施 ・ボランティアフェスティバル開催 ・見守りネットワーク研修会（全市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア育成講座実施 ・ボランティアフェスティバル開催 ・見守りネットワーク研修会（全市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア育成講座実施 ・ボランティアフェスティバル開催
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成確保及び発信啓発 ・全市に地域ネットワーク推進活動実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成確保及び発信啓発 ・全市に地域ネットワーク推進活動実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成確保及び発信啓発 ・全市に地域ネットワーク推進活動実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成確保及び発信啓発 ・全市に地域ネットワーク推進活動実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成確保及び発信啓発 ・全市に地域ネットワーク推進活動実施。
	目標の説明 （数値目標の場合は根拠）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座 1回 ・見守りネットワーク研修会（古川町、神岡町） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座 1回 ・見守りネットワーク研修会（古川、神岡さらに宮川、河合に拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座 1回 ・見守りネットワーク研修会（全市1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座 1回 ・見守りネットワーク研修会（全市1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座 1回 ・見守りネットワーク研修会（全市1回）
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 （数値結果の場合は根拠）					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 （特記事項）						